

第1編 総則

第1節 目的

五條市の地域における大規模な災害に対処し、災害から「人命を守る」ことを最大の目標に、できるかぎり被害の減少を図るため、防災関係機関が処理すべき事項について計画を定める。また、計画の基本方針等について定めるとともに、この計画に掲げる事項の推進を図る。

第1 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、五條市防災会議が作成する計画であって、市、奈良県（以下「県」という。）、指定地方行政機関、自衛隊、指定公共団体、指定地方公共機関、公共団体・機関（以下「防災関係機関」）、住民等がその全機能を発揮し、相互に有機的な関連をもって、市の地域に係る災害予防対策、災害応急対策、災害復旧・復興対策を実施することにより、市域における土地の保全と住民の生命、身体及び財産を保護することを目的とする。

第2 災害の定義

本計画の対象とする「災害」は、災害対策基本法第2条に記述されている各種災害のうち、「暴風」「竜巻」「豪雨」「洪水」「崖崩れ」「土石流」「地震」「地滑り」とする。また、直接の災害は発生しないが、備えておくべき事項として「噴火」及び「原子力災害」（災害対策基本法における「その他の異常な自然現象又は大規模な火事若しくは爆発等」）を付加するものとする。

第3 計画の基本方針

いつでもどこでも起こりうる災害による人的被害、経済被害を軽減し、安全・安心を確保するためには、「公助」として防災関係機関がそれぞれ果たすべき役割を的確に実施して行く必要がある。併せて、住民ひとり一人が自発的に行う防災活動である「自助」や、身近な地域コミュニティや自主防災組織をはじめとした、地区内の居住者等が連携して行う防災活動である「共助」が必要であり、特に、気候変動の影響等により、新たな災害環境となりつつある近年、自助・共助の重要性はより一層高まっている。

この計画は、法第2条の2の基本理念にのっとり、個人や家庭、地域、企業、団体等社会の様々な主体が連携して、「減災」の考え方に基づいて「自分の命は自分で守る」という意識のもと、「自助」・「共助」の取り組みを推進するとともに、市を中心とした「公助」を適切に組み合わせ、総合的かつ計画的に災害対策の整備及び推進を図るものとする。

本計画の推進に当たっては、下記の諸事項を基本とする。

- 1 災害による死者をなくす・人命を守ることを最大の目標に、できる限り被害を最小化
- 2 「自助」・「共助」を基本とした、住民による主体的な自主防災体制の確立
- 3 市、県、防災関係機関及び住民、企業それぞれの役割と連携
- 4 防災関係機関相互の協力体制の推進
- 5 ハード対策及びソフト対策を組み合わせた災害対策事業の推進
- 6 過去の災害の教訓を踏まえた対策の推進

- 7 関係法令の順守
- 8 要配慮者等の多様な視点を生かした対策の推進
- 9 男女共同参画や性的マイノリティの視点を取り入れた防災体制の確立

第4 計画の構成

第1編 総則	本計画の基本方針、防災関係機関の役割分担・業務大綱、五條市の現状等、計画の基本となる事項
第2編 水害・土砂災害等編	
第1章 災害予防計画	災害発生に備えて、平常時からの教育、訓練等による防災行動力の向上を図る事項及び防災体制、救援・救護体制等の整備や都市基盤の安全性強化を図る計画を示す。
第2章 災害応急対策計画	災害発生直後の迅速、的確な初動活動体制に係る事項をはじめ、災害対策本部の設置・運営、防災関係機関による各種の応急対策及び災害救助法の適用等に係る計画を示す。
第3章 災害復旧・復興計画	民生安定のための緊急対策のほか、激甚災害の指定等、速やかな災害復旧・復興を図るための計画を示す。
第3編 地震編	
第1章 災害予防計画	地震災害発生に備えて、平常時からの教育、訓練等による防災行動力の向上を図る事項及び防災体制、救援・救護体制等の整備や都市基盤の安全性強化を図る計画を示す。
第2章 災害応急対策計画	地震発生直後の迅速、的確な初動活動体制に係る事項をはじめ、災害対策本部の設置・運営、防災関係機関による各種の震災応急対策及び災害救助法の適用等に係る計画を示す。
第3章 災害復旧・復興計画	民生安定のための緊急対策のほか、激甚災害の指定等、速やかな災害復旧・復興を図るための計画を示す。
第4章 南海トラフ巨大地震等の広域災害対策計画	南海トラフ巨大地震等の広域災害に備えるため、国が公表した被害想定及び最終報告に基づき、本市における南海トラフ巨大地震等の広域災害対策の推進に係る計画を示す。 なお、本計画は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号）第5条第2項の規定に基づき、南海トラフ地震に係る地震防災対策推進地域について、南海トラフ地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項その他南海トラフ地震に係る地震防災上重要な対策に関する事項等を定める計画とみなす。
第4編 水防計画	市内各河川、ため池に対する水防上必要な対策及び水防に必要な器具資材及び設備と運用についての計画を示す。
第5編 資料編	本計画に関連する資料、データ類を掲載する。
第6編 様式編	災害発生時に必要情報の収集・整理、関係機関への提出等の際に必要となる様式を掲載する。

第5 計画の推進

市は、本計画に掲げられている事項の推進に努めるために、必要に応じて具体的な活動計画を作成するよう努める。

また、分野ごとに緊急度の高いものから順に災害対応マニュアル等の策定を進めるものとし、マニュアル策定後は、訓練を定期的実施することでマニュアルの検証を行い、必要に応じて修正を加え、より実践的なマニュアル等の策定を目指す。

第6 計画の修正

本計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、国、県の防災方針、市の情勢を勘案して毎年検討を加え、必要があると認めるときは、速やかに計画を修正するものとする。

また、各部課・各機関は、毎年関係のある事項について、計画修正案を五條市防災会議に提出するものとする。

第7 計画の周知

本計画の内容は、市職員、住民、防災関係機関、並びにその他防災に関する重要な施設の管理者に周知徹底させるとともに、特に必要と認める事項については、住民にも広く周知徹底させる。

第8 計画の運用・習熟

本計画を効果的に推進するため、市及び防災関係機関は、平素から訓練、研修、広報その他の方法により内容の習熟・習得に努め、必要に応じて細部の活動計画等を作成し、平常時の予防対策及び災害時の応急・復旧対策実施時に適切な運用ができるようにしておく。

第9 五條市国土強靱化地域計画（五條市ビジョン第9章～第12章）との関係

市は、強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（平成25年法律第95号）に基づき、五條市国土強靱化地域計画を策定し、その進捗を管理する。国土強靱化地域計画は、地域防災計画と相互補完する。

第2節 防災関係機関が処置すべき事務又は業務の大綱

本節は、五條市並びに奈良県及び市の区域を管轄する指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体、その他防災上重要な施設の管理者が、市域に係る防災に関し処置すべき事務又は業務を示す。

第1 五條市

災 害 予 防	災 害 応 急 対 策	災害復旧・復興
(1) 防災会議に関する事務	(1) 災害対策本部に関する事務	(1) 被災施設の復旧
(2) 気象予警報の伝達	(2) 災害対策要員の動員	(2) 義援金の配分の支援
(3) 防災知識の普及	(3) 早期災害情報・被害状況等の報告	(3) その他法令及び本計画に基づく復旧・復興対策の実施
(4) 地域住民による自主防災組織の育成及び防災資機材の整備	(4) ヘリコプターの受入準備	
(5) 防災訓練・避難訓練の実施	(5) 災害広報	
(6) 防災活動体制・通信体制の整備	(6) 消防、救急救助、水防等の応急措置	
(7) 消防力・消防水利等の整備	(7) 被災者の救出・救難・救助等	
(8) 救急・救助体制の整備	(8) ボランティアの活動支援	
(9) 危険物施設等の災害予防	(9) 災害時要援護者の福祉的処遇	
(10) 公共建築物・公共施設の強化・耐震性の向上	(10) 避難の指示等	
(11) 都市の防災構造の強化	(11) 避難所の設置・運営	
(12) 上水道の確保体制の整備	(12) 災害時における交通・輸送の確保	
(13) 避難計画の作成及び避難所等の整備	(13) 食料、飲料水、生活必需品の供給	
(14) ボランティア活動支援の環境の整備	(14) 危険物施設等の応急対策	
(15) 災害時要援護者、避難行動要支援者の安全確保体制の整備	(15) 防疫等応急保健衛生対策	
(16) 食料、飲料水、生活必需品の備蓄	(16) 遺体の捜索、火葬等	
(17) 防疫予防体制の整備	(17) 廃棄物の処理及び清掃	
(18) 廃棄物処理体制の整備	(18) 災害時における文教対策	
(19) 火葬場等の確保体制の整備	(19) 復旧資材の確保	
	(20) 被災施設の応急対策	
	(21) 義援金の募集活動の支援	

第2 奈良県

機 関 名	災 害 予 防	災害応急対策	災害復旧・復興
奈良県	(1) 防災に関する組織の整備・改善 (2) 防災に関する知識の普及・教育及び訓練の実施 (3) 都市整備、治水、砂防、治山等災害に強い県土づくりの推進 (4) 災害危険箇所の災害防止対策 (5) 防災に関する施設・設備の整備、点検 (6) 災害応急対策又は復旧に必要な物資・資材の備蓄、整備、点検 (7) 県防災行政ネットワークの整備、運用、点検 (8) 消防防災ヘリコプターの運用、点検 (9) 国、他都道府県、防災関係機関との相互連携体制の整備 (10) 自主防災組織等の育成支援 (11) ボランティア活動の環境整備 (12) 災害が発生した場合における災害応急対策の実施の支障となるべき状態等の改善 (13) 災害応急対策への協力が期待される建設業団体等の担い手の確保・育成の実施 (14) その他法令及び奈良県地域防災計画に基づく災害予防の実施	(1) 被害規模の早期把握及び情報の迅速な収集・伝達並びにそのための通信手段の確保 (2) 関係機関との連携・協力による活動体制及び市町村応援体制の確立 (3) 災害救助法の運用 (4) 消火・水防等の応急措置活動 (5) 被災者の救助・救急及び医療措置の実施 (6) 保健衛生、廃棄物処理に関する措置 (7) 緊急輸送体制の確保 (8) 緊急物資の調達・供給 (9) 児童、生徒の応急教育 (10) 施設、設備の応急復旧 (11) 県民への広報活動 (12) ボランティア、救援物資の適切な受入 (13) その他法令及び奈良県地域防災計画に基づく災害応急対策の実施	(1) 被災地域の復旧・復興の基本方針の決定と事業の計画的推進 (2) 民生の安定化策の実施 (3) 公共施設の早期復旧等、災害復旧対策の実施 (4) その他法令及び奈良県地域防災計画に基づく災害復旧・復興対策の実施 (5) 義援金の受入・配分等に関する計画
五條警察署	(1) 危険箇所等の実態把握と基礎資料の整備	(1) 被害の実態把握 (2) 被災者の救出救護及び被	(1) 交通情報の収集・伝達及

	<ul style="list-style-type: none"> (2) 災害警備に必要な装備・資機材の整備充実 (3) 道路実態の把握と交通規制の策定 (4) 防災訓練の実施 (5) 災害に関する住民等に対する啓発及び広報活動 	<ul style="list-style-type: none"> 害の拡大防止 (3) 行方不明者の捜索 (4) 危険区域内の居住者、滞在者その他の者に対する避難の指示及び誘導 (5) 遺体の調査等又は検視 (6) 緊急交通路の確保等被災地及びその周辺の交通規制 (7) 被災地、避難場所等における犯罪の予防検挙 (8) 広報活動 (9) 関係機関の行う災害復旧活動に対する援助活動 	<ul style="list-style-type: none"> び交通規制 (2) 交通信号施設等の復旧 (3) 防災関係機関の行う災害復旧活動に対する援助活動
五條土木事務所	<ul style="list-style-type: none"> (1) 所管公共土木施設の強化と整備 (2) 水防力の整備強化 (3) 災害危険区域の指定 (4) 火災拡大要因の除去 (5) 緊急輸送網の整備 (6) 都市の防災構造の強化 	<ul style="list-style-type: none"> (1) 被災公共土木施設の応急対策 (2) 水防警報の発表・伝達並びに水防応急対策 (3) 被災建築物の応急危険度判定 (4) 被災宅地の危険度判定 	<ul style="list-style-type: none"> (1) 被災公共土木施設の復旧 (2) 被災公共建築物の復旧
吉野保健所	<ul style="list-style-type: none"> (1) 初期医療救護体制の整備 (2) 後方医療体制の整備 (3) 医薬品等の確保体制の整備 (4) 精神障害者、在宅難病患者対策等の体制の整備 (5) 防疫予防体制の整備 (6) 上水道の確保体制の整備 	<ul style="list-style-type: none"> (1) 医療、助産救護 (2) 医療ボランティアの活用 (3) 防疫等応急保健衛生対策 (4) 給水対策 	被災医療、保健衛生施設の復旧

第3 指定地方行政機関

機 関 名	災 害 予 防	災害応急対策	災害復旧・復興
近畿農政局	<ul style="list-style-type: none"> (1) 農地、農業用施設等の災害防止事業の指導並びに助成 (2) 農作物等の防災管理指導 	<ul style="list-style-type: none"> (1) 土地改良機械の緊急貸付 (2) 農業関係被害情報の収集報告 (3) 農作物等の病虫害の防除指導 (4) 食料品、飼料、種もみ等の供給斡旋 	<ul style="list-style-type: none"> (1) 各種現地調査団の派遣 (2) 農地、農業用施設等に係る災害復旧事業の指導並びに助成 (3) 被害農林漁業者等に対す

			る災害融資の 斡旋指導
近畿農政局 南近畿土地 改良調査管 理事務所	ダム放流による危害防止のた めの通知	ダム放流による警報伝達	
近畿中国森 林管理局奈 良森林管理 事務所	(1) 国有保安林、保安施設、 地すべり防止施設等の整備 (2) 治山施設による災害予防	災害対策用復旧用材の供給	国有林におけ る崩壊地、地す べり防止施設等 の災害復旧
大阪管区気 象台（奈良 地方気象 台）	(1) 気象、地象、地動及び水 象の観測並びにその成果の 収集及び発表 (2) 気象、地象（地震にあつ ては、発生した断層運動に よる地震動に限る）及び水 象の予報並びに警報等の防 災気象情報の発表、伝達及 び解説 (3) 気象業務に必要な観測、 予報及び通信施設の整備 (4) 地方公共団体が行う防災 対策に関する技術的な支 援・助言 (5) 防災気象情報の理解促 進、防災知識の普及啓発	(1) 災害発生後における注意 報・警報・土砂災害警戒情 報の暫定基準の運用 (2) 災害時の応急活動を支援 するため、災害時気象支援 資料の提供及び解説（職員 の派遣等）	被災地域への 支援情報の提供
近畿地方整 備局 和歌山河川 国道事務所 五條出張所 奈良国道事 務所橿原維 持出張所 紀の川ダム 統合管理事 務所 紀伊山系砂 防事務所	(1) 国管理の公共土木施設の 整備と防災管理 (2) 応急復旧資機材の整備及 び備蓄 (3) 国管理の公共土木施設の 応急点検体制の整備 (4) 指定河川の洪水予報及び 水防警報の発表及び伝達 (5) ダム放流による危害防止 のための通知	(1) 国管理道路の災害時にお ける道路通行規制及び道路 交通の確保 (2) 国管理の公共土木施設の 二次災害の防止 (3) ダム放流による警報伝達	国管理の公共 土木施設の復旧

近畿運輸局	所管する交通施設及び設備の整備についての指導	<ul style="list-style-type: none"> (1) 災害時における所管事業に関する情報の収集及び伝達 (2) 災害時における交通機関利用者への情報の提供 (3) 災害時における旅客輸送確保にかかる代替輸送・迂回輸送等実施のための調整 (4) 災害時における貨物輸送事業者に対する協力要請 (5) 特に必要があると認める場合の輸送命令 	
近畿地方環境事務所			<ul style="list-style-type: none"> (1) 廃棄物処理施設等の被害状況、瓦礫等の廃棄物の発生量の情報収集及び災害査定業務に関すること (2) 特に必要な場合の、有害物質等の発生状況等の情報収集及び関係機関との連絡・調整

第4 消防機関

機 関 名	災 害 予 防	災 害 応 急 対 策	災害復旧・復興
奈良県広域消防組合 五條消防署	<ul style="list-style-type: none"> (1) 気象予警報の伝達 (2) 防災知識の普及 (3) 防災訓練・避難訓練の実施 (4) 防災活動体制・通信体制の整備 (5) 消防力等の整備 (6) 救急・救助体制の整備 (7) 危険物施設等の災害予防 	<ul style="list-style-type: none"> (1) 災害対策要員の動員 (2) 早期災害情報・被害状況等の報告 (3) 災害広報 (4) 消防、救急救助、水防等の応急措置 (5) 被災者の救出・救難・救助等 (6) 危険物施設等の応急対策 	法令及び本計画に基づく復旧・復興対策の実施

第5 自衛隊

機 関 名	災 害 予 防	災害応急対策	災害復旧・復興
陸上自衛隊 第4施設団	(1) 災害派遣の計画及び準備 ア 防災関係資料（災害派遣に必要な情報）の収集 イ 災害派遣計画の作成 ウ 災害派遣計画に基づく訓練の実施 (2) 防災訓練等への参加	(1) 被害状況の把握 (2) 避難の援助 (3) 遭難者等の捜索救助 (4) 水防活動 (5) 消防活動 (6) 道路又は水路の啓開 (7) 応急医療・救護・防疫 (8) 人員及び物資の緊急輸送 (9) 炊飯及び給水 (10) 救援物資の無償貸与又は譲与 (11) 危険物の保安及び除去等	災害復旧対策の支援

第6 指定公共機関及び指定地方公共機関等

機 関 名	災 害 予 防	災害応急対策	災害復旧・復興
日本郵便株式会社		(1) 災害地の被災者に対する郵便葉書等の無償交付 (2) 被災者が差し出す郵便物の料金免除 (3) 被災地宛て救助用郵便物等の料金免除 (4) 被災地宛て寄附金を内容とする郵便物の料金免除	
西日本旅客鉄道株式会社 (五条駅)	鉄道施設の保全と整備	(1) 災害時における緊急鉄道輸送の確保 (2) 鉄道施設の災害応急対策	被災鉄道施設の復旧
西日本電信電話株式会社 KDD I 株式会社 株式会社N TTドコモ ソフトバンク株式会社 楽天モバイル株式会社	電気通信設備の保全と整備	(1) 電気通信設備の応急対策 (2) 災害時における非常緊急通信の調整	被災電気通信設備の災害復旧

日本赤十字社奈良県支部	(1) 医療救護班の派遣準備 (2) 被災者に対する救援物資の備蓄 (3) 血液製剤の確保及び供給体制の整備	(1) 災害時における医療救護 (2) 避難所での生活環境の整備及び心のケア (3) 防災ボランティアの派遣 (4) 血液製剤の確保及び供給 (5) 救援物資の配分	義援金の受入・配分の連絡調整
日本放送協会 (奈良放送局)	(1) 放送施設の保全と整備 (2) 気象予警報等の放送	(1) 気象情報等及び災害情報の放送 (2) 災害時における広報活動 (3) 放送施設の応急対策	被災放送施設の復旧
電源開発株式会社 (西日本支店)	所管ダム施設及び電力施設の保全	所管ダムの施設及び電力施設の応急対策	所管被災ダム施設及び電力施設の復旧
日本通運株式会社 福山通運株式会社 佐川急便株式会社 ヤマト運輸株式会社 西濃運輸株式会社		災害時における緊急陸上輸送の協力	復旧資材の輸送
関西電力送配電株式会社 (奈良本部)	電力施設の保全	(1) 災害時における電力供給対策 (2) 電力施設の応急対策	被災電力施設の復旧
奈良交通株式会社 (葛城営業所)	輸送施設等の保全と整備	(1) 災害時における交通輸送の確保 (2) 輸送施設等の災害応急対策	被災輸送施設等の復旧
五条ガス株式会社	ガス供給施設の保全と整備	(1) ガス供給施設の応急対策 (2) 災害時におけるガス供給対策	被災ガス供給施設の復旧
公益社団法人奈良県ト		(1) 緊急物資の輸送 (2) 緊急輸送車両の確保	

ラック協会 (五條支部)			
-----------------	--	--	--

第7 その他公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

機 関 名	災 害 予 防	災害応急対策	災害復旧・復興
農業協同組合 森林組合	共同利用施設の整備	(1) 共同利用施設の災害応急対策 (2) 農林業生産資材及び農林家生活資材の確保斡旋 (3) 市が行う被災状況調査及びその応急対策についての協力 (4) 農作物・林産物の被害応急対策の指導	(1) 被災共同利用施設の復旧 (2) 被災組合員に対する融資又は斡旋
病院等	(1) 災害時における診療機能維持のための施設・設備の整備 (2) 防災訓練	災害時における医療の確保及び負傷者の医療・助産救護	病院機能の早期復旧
金融機関			(1) 被災事業者に対する資金融資その他緊急措置 (2) 預貯金の中途解約、払出事務の簡便化など特例措置
学校法人	(1) 避難施設の整備 (2) 避難訓練	災害時における応急教育対策	被災施設の復旧
商工会		(1) 物価安定についての協力 (2) 救助用物資・復旧資材の確保・協力斡旋	(1) 商工業者への融資斡旋実施 (2) 災害時における中央資金源の導入

第8 住民、自主防災組織、企業等

機 関 名	災 害 予 防	災害応急対策	災害復旧・復興
住民	(1) 自助の実践 (2) 地域における自主防災組織等の防災活動への参加		
自主防災組織	(1) 災害及び防災に関する知識の普及啓発 (2) 地域における安全点検、防災訓練等の実施	(1) 避難、救助、初期消火その他の災害応急対策の実施 (2) 市又は県が実施する防災対策への協力	
事業者等	(1) 災害時において事業を継続することができる体制の整備 (2) 地域における自主防災組織等の防災活動への協力	(1) 来所者、従業員及び事業者の周辺地域に生活する住民の安全確保 (2) 災害応急対策の実施 (3) 地域における自主防災組織等の防災活動への協力 (4) 市又は県が実施する防災対策への協力	

第3節 五條市の地勢と災害要因、災害記録

本節では、市の位置、地形・地質特性及び社会的条件、豪雨・台風、地震等の災害履歴及び災害特性を示す。

第1 市の位置

本市は、奈良県の南西部に位置し、北は御所市と大阪府、西は野迫川村と和歌山県、南及び東は吉野郡に隣接している。市庁舎が立地する本市中央部から直線距離で、奈良市へ約35km、大阪市へ約45km、関西国際空港へは約50kmの位置にある。

面積は292.05km²で、奈良県の7.9%を占めている。

第2 自然的要因

1 地形

本市北部は、金剛山の麓、丘陵に囲まれた田園地帯が広がり、南部は山あいの果樹栽培地から次第に森林に抱かれた山岳地帯へと続く。

水系は天辻峠を境に北部は紀ノ川水系に、南部は新宮川水系に属する等広大な市域にあって自然的条件に多様性を有している。

地質は、西南日本の中軸部には中央構造線と呼ばれる長大な断層線が日本列島の長軸方向に沿って走っている。奈良県内ではこの線が吉野川の北方をほぼ東西の方向で通過しているため、その外側（太平洋側）に相当する吉野郡地域は地質構造上西南日本外帯と称される部分に属している。本市付近の地質について見ると、段丘性堆積物が発達し、また吉野川に沿った低地部では沖積層が発達し、未固結の礫・砂・泥からなっている。

2 気候

北部地域は比較的温暖であるのに対して、南部地域は標高が高いため、夏季でも冷涼である。降水量は夏季に多く、9月の台風期と6、7月の梅雨期に特に多い。南部地域では冬季は寒冷で、山地では降雪となる場合が多く、東南の山地に進むに従って降雪量が一般に多くなっている。

第3 社会的要因

1 人口

市の人口は、平成7年までは、住宅開発や工業団地開発等の影響で増加が見られたが、その後は減少しており、令和2年10月1日基準の国勢調査における総人口は、27,927人である。

年齢階層別に見ると、県平均と比較して、生産年齢人口の割合が少なく（県全体では56.6%）、老年人口の割合が多いことが分かる。特に老年人口は近年増加のペースが速まっており、令和2年においては39.60%（県全体では31.7%）に達している。

一方、世帯数は、核家族化などの影響により、平成12年までは増加していたが、近年は減少が続いている。

人口・世帯数

	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
総人口	37,375人 (100%)	34,460人 (100%)	30,991人 (100%) (対H22 -10.0%)	27,927人 (100%) (対H27 -9.9%)
0～14歳 年少人口	4,909人 (13.1%)	3,937人 (11.4%)	3,019人 (9.74%)	2,290人 (8.2%)
15～64歳 生産年齢人口	22,886人 (61.2%)	20,550人 (59.6%)	17,444人 (56.3%)	14,578人 (52.2%)
65歳以上 老年人口	9,580人 (25.6%)	9,973人 (28.9%)	10,528人 (34.0%)	11,059人 (39.6%)
世帯数	12,104世帯	11,738世帯	11,199世帯	10,897世帯

※総人口には「年齢不詳」を含む

(資料：国勢調査)

2 産 業

(1) 就業構造

市の就業構造を見ると、第1次産業15.7%、第2次産業が24.9%、第3次産業が59.4%となっており、県全体と比較して特に第1次産業の割合が大きいこと（県全体では2.6%）が特徴となっている。

産業別就業者数の推移

	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
総就業者数	17,292人 (100%)	15,086人 (100%)	14,379人 (100%)	12,528人 (100%)
第1次産業	2,634人 (15.2%)	2,156人 (14.3%)	2,252人 (15.7%)	1,910人 (15.2%)
第2次産業	4,657人 (26.9%)	3,681人 (24.4%)	3,589人 (24.9%)	3,069人 (24.5%)
第3次産業	9,833人 (56.9%)	8,876人 (58.8%)	8,538人 (59.4%)	7,420人 (59.2%)

※総就業者数には、分類不能を含むので必ずしも100%にはならない。(資料：国勢調査)

(2) 産業別の状況

農業は市の北部地域において、林業は南部地域において重要な産業となっており、農家戸数、林家戸数の県全体に占めるシェアはそれぞれ、7.4%、7.5%と大きい。特に農業は、国営総合農地開発事業の実施により、全国でも屈指の柿の生産地となっている。

工業については、木材製品、機械製品、プラスチック製品の製造業が中心であり、近年においては、「テクノパーク・なら」への企業の誘致等による工業の振興策が行われ、事業所数の対県シェアは4.3%、年間出荷額の対県シェアは4.4%となっている。

商業については、JR五条駅周辺の商店街及び幹線道路沿道における商業施設が主なものとなっている。

観光産業については、豊かな自然資源、歴史・文化資源を背景とし、各地域に整備された

温泉施設や宿泊施設、第1次産業と連携した観光振興策等により、近年多くの観光客がこの地域を訪れている。

産業別の状況

	五條市	県全体	対県シェア	資料
農家戸数（戸）	1,629	21,950	7.4%	令和2年 農林業センサス(県HP)
年間産出額 （千万円）	1,168	3,903	29.9%	令和3年 市町村別農業産出額(推計)
林家戸数（戸）	518	6,927	7.5%	令和2年 農林業センサス(県HP)
工業（事業所数）	77	1,783	4.3%	令和2年 工業統計調査(県HP)
年間出荷額 （百万円）	92,769	2,122,416	4.3%	令和2年 工業統計調査
商店数（店）	279	9,292	3.0%	令和3年 経済センサス
年間販売額 （百万円）	32,552	1,786,416	1.8%	令和3年 経済センサス

※人口の対県シェアは2.3%

※工場は従業者数4人以上の事業所のみ

3 交通

広域幹線道路として、北部地域において、京都・奈良・和歌山を結ぶ京奈和白自動車道の整備が進められている。

その他、市内各地を連携する国道168号、御所市、和歌山県の橋本市を結ぶ国道24号、大阪府の河内長野市を結ぶ国道310号、吉野郡と結ぶ国道370号などの道路が整備されている。しかし、国道、県道とも幅員狭隘、屈曲箇所も多く抱えている。

また、鉄道は、JR和歌山線により、大阪市内、奈良市内、和歌山市内と結ばれている。

第4 災害記録

本市の災害には、台風、大雨、洪水、火災があり、主なものは資料2-1のとおりである。

第4節 地震被害想定

奈良県が平成16年に公表した「第2次奈良県地震被害想定調査報告書」によると、奈良県に影響を及ぼす地震は、海溝型地震と内陸型地震が考えられる。

海溝型地震については、駿河湾から遠州灘に地震発生の可能性が指摘され、東海地方を観測強化地域として「地震防災対策強化地域判定会」が設置される等の地震予知体制の整備が図られている。

しかし、内陸型地震については、現在の観測体制での予知は不可能に近く、今のところまったく分からないというのが現状である。平成7年1月17日に発生した阪神・淡路大震災は、6,400人を超える死者を出す戦後最大の災害となった。

前述の地震被害想定は、奈良県内で海溝型、内陸型地震が起きた場合において、被害がどの程度予想されるかをマクロ的に把握し、今後の地震対策を推進するうえでの基礎資料として参考にしている。

なお、平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震を教訓に、平成23年度から「南海トラフの巨大地震に関する津波高、浸水域、被害想定」が行われている。平成24年8月29日の報告では、本市の最大震度は、震源域が陸地に近いケースで6強、その他のケースでは6弱と想定されている。

これは、中央構造線断層帯を震源とする、これまで想定してきた地震の最大震度6.5と同程度、又は、それを上回る揺れとなるものであることから、本節における被害想定以上の大規模災害を念頭に置く必要がある。

1 被害想定項目

次の項目について被害想定を実施した。各被害想定項目の主な特徴は、次のとおりである。

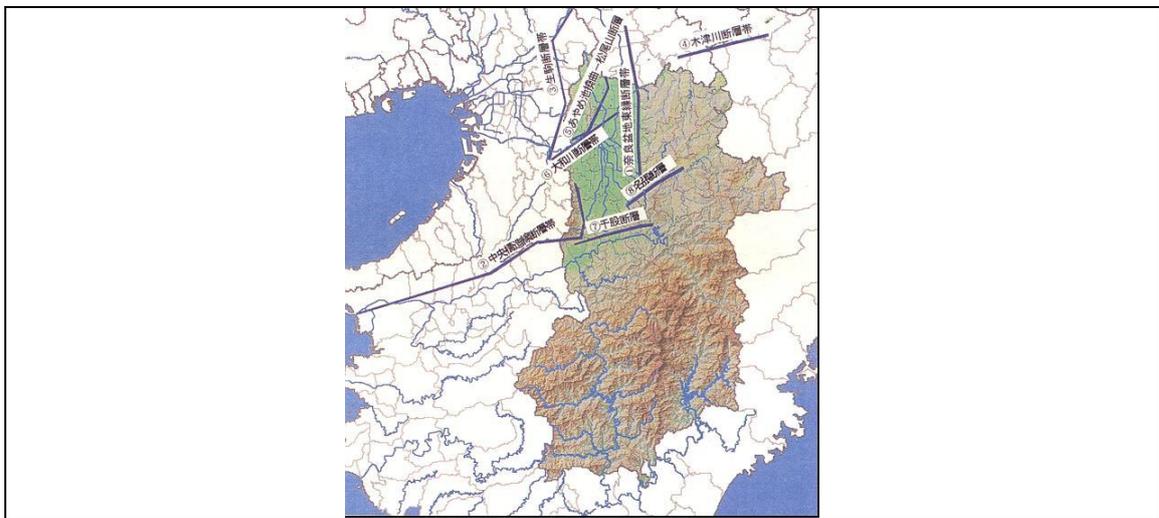
被害想定項目	主な特徴
①自然現象	
地震動	マグニチュードを地震調査委員会の公表値に変更 最新の知見を基に震源の深さを10kmに変更
液状化	道路橋示方書の最新版を基に想定
②物的被害	
建物被害	中央防災会議の手法（斜面崩壊による被害は新規項目）
火災被害	中央防災会議の手法（焼失棟数は新規項目）
文化財被害	独自の手法（新規項目）
③人的被害	
死傷者数	中央防災会議の手法 （液状化・斜面崩壊・火災による被害は新規項目）
④基盤機能支障	
道路・鉄道被害	独自の手法（鉄道被害は新規項目）
橋梁被害	独自の手法

ため池被害	独自の手法（新規項目）
ライフライン被害	中央防災会議の手法（下水道被害は新規項目）
⑤生活機能障害	
避難	中央防災会議の手法
医療	中央防災会議の手法（新規項目）
飲食・必要物資	中央防災会議の手法
清掃・衛生（瓦礫発生量）	中央防災会議の手法（新規項目）

2 想定地震

(1) 内陸型地震

内陸型地震の想定震源

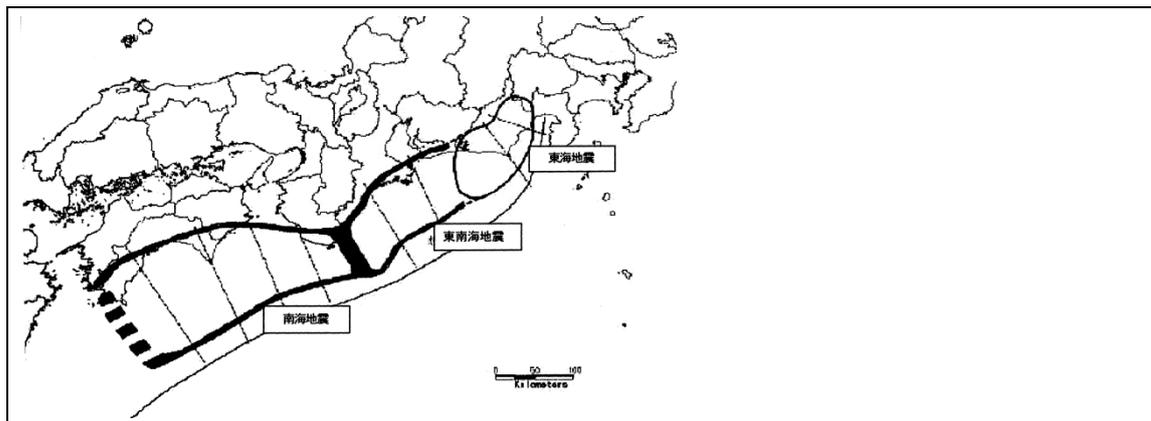


対象地震	断層長さ (km)	想定 マグニチュード
①奈良盆地東縁断層帯	35	7.5
②中央構造線断層帯	74	8.0
③生駒断層帯	38	7.5
④木津川断層帯	31	7.3
⑤あやめ池撓曲-松尾山断層	20	7.0
⑥大和川断層帯	22	7.1
⑦千股断層	22	7.1
⑧名張断層	18	6.9

※①～④は地震調査委員会による全国主要98断層帯に該当

(2) 海溝型地震

海溝型地震の対象地震



対象地震	想定マグニチュード
①東南海・南海地震同時発生	8.6
②東南海地震	8.2
③南海地震	8.6
④東海・東南海地震同時発生	8.3
⑤東海・東南海・南海地震同時発生	8.7

3 奈良県全体の想定結果

(1) 内陸型地震

対象地震	建物被害		人的被害		避難者 (1週間後)
	全壊棟数	半壊棟数	死者	負傷者	
①奈良盆地東縁断層帯	119,535	83,442	5,153	19,045	435,074
②中央構造線断層帯	98,086	84,973	4,319	18,817	393,781
③生駒断層帯	98,123	87,691	4,257	17,578	431,210
④木津川断層帯	38,714	74,334	1,800	15,864	251,817
⑤あやめ池撓曲－松尾山断層	84,874	84,692	3,675	16,579	398,139
⑥大和川断層帯	92,234	85,660	3,996	16,935	411,899
⑦千股断層	56,676	76,800	2,673	14,296	253,245
⑧名張断層	56,167	77,915	2,643	14,261	257,094

(2) 海溝型地震

対象地震	建物被害		人的被害		避難者 (1週間後)
	全壊棟数	半壊棟数	死者	負傷者	
①東南海・南海地震同時発生	1,253	1,184	4	414	5,484
②東南海地震	520	498	3	163	2,375
③南海地震	713	648	2	232	3,102
④東海・東南海地震同時発生	520	498	3	163	2,375
⑤東海・東南海・南海地震同時発生	1,253	1,184	4	414	5,484

4 五條市の想定結果

(1) 内陸型地震

ア 庁舎の震度及び最大震度

(震度)

市町村名	①奈良盆地東縁断層帯		②中央構造線断層帯		③生駒断層帯		④木津川断層帯		⑤あやめ池撓曲-松尾山断層		⑥大和川断層帯		⑦千股断層		⑧名張断層	
	庁舎の震度	最大震度	庁舎の震度	最大震度	庁舎の震度	最大震度	庁舎の震度	最大震度	庁舎の震度	最大震度	庁舎の震度	最大震度	庁舎の震度	最大震度	庁舎の震度	最大震度
五 條	6.1	6.2	6.5	6.5	6.1	6.2	5.5	5.6	5.8	5.9	6.0	6.1	6.4	6.4	6.0	6.1
西吉野	5.9	6.0	6.2	6.3	5.8	6.0	5.3	5.4	5.5	5.7	5.6	5.8	6.1	6.2	5.8	6.0
大 塔	5.7	5.8	6.0	6.1	5.6	5.7	5.1	5.2	5.3	5.4	5.4	5.5	5.8	6.0	5.5	5.6

イ 建物被害

(棟)

市町村名	①奈良盆地東縁断層帯			②中央構造線断層帯			③生駒断層帯			④木津川断層帯			⑤あやめ池撓曲-松尾山断層			⑥大和川断層帯			⑦千股断層			⑧名張断層		
	全壊	半壊	全壊 + 半壊棟数	全壊	半壊	全壊 + 半壊棟数	全壊	半壊	全壊 + 半壊棟数	全壊	半壊	全壊 + 半壊棟数	全壊	半壊	全壊 + 半壊棟数	全壊	半壊	全壊 + 半壊棟数	全壊	半壊	全壊 + 半壊棟数	全壊	半壊	全壊 + 半壊棟数
五 條	654	1,236	1,890	1,879	1,391	3,270	703	1,260	1,963	34	168	202	124	712	836	336	980	1,316	1,538	1,422	2,960	394	1,042	1,436
西吉野	173	482	655	472	426	898	137	511	648	3	4	7	48	180	228	63	308	371	319	443	762	118	507	625
大 塔	48	102	150	73	117	190	46	88	134	3	4	7	3	4	7	7	13	20	55	111	166	45	73	118

ウ 火災被害

(件)

市町村名	①奈良盆地東縁断層帯			②中央構造線断層帯			③生駒断層帯			④木津川断層帯			⑤あやめ池撓曲-松尾山断層			⑥大和川断層帯			⑦千股断層			⑧名張断層		
	炎上 出火 件数	残火 災件 数	焼失 棟数																					
五 條	8	4	53	22	13	85	9	4	50	0	0	0	2	0	0	5	0	0	16	9	72	5	1	9
西吉野	1	1	36	4	3	61	1	1	34	0	0	0	0	0	0	1	0	0	3	3	54	1	1	31
大 塔	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

エ 人の被害

(人)

市町村名	①奈良盆地東縁断層帯			②中央構造線断層帯			③生駒断層帯			④木津川断層帯			⑤あやめ池撓曲-松尾山断層			⑥大和川断層帯			⑦千股断層			⑧名張断層		
	死者	負傷者	死者+負傷者数	死者	負傷者	死者+負傷者数	死者	負傷者	死者+負傷者数	死者	負傷者	死者+負傷者数	死者	負傷者	死者+負傷者数	死者	負傷者	死者+負傷者数	死者	負傷者	死者+負傷者数	死者	負傷者	死者+負傷者数
五 條	26	444	470	72	423	495	28	467	495	2	26	28	7	156	163	14	276	290	60	497	557	17	308	325
西吉野	10	38	48	25	71	96	9	34	43	0	0	0	4	8	12	5	15	20	18	56	74	8	31	39
大 塔	4	5	9	6	9	15	4	4	8	0	0	0	0	0	0	1	0	1	5	8	13	4	3	7

オ 水道被害

(世帯)

市町村名	世帯数 (2000年国調) A	断水世帯数 (直後) B							
		①奈良盆地東縁断層帯	②中央構造線断層帯	③生駒断層帯	④木津川断層帯	⑤あやめ池撓曲-松尾山断層	⑥大和川断層帯	⑦千股断層	⑧名張断層
五 條	10,885	4,560	10,885	4,932	181	843	2,294	10,885	2,701
西吉野	1,204	330	956	254	4	70	100	627	215
大 塔	340	146	244	135	9	9	20	178	129

カ 下水道被害

(km)

市町村名	下水道延長 (km) A	下水道被害 (km)							
		①奈良盆地東縁断層帯	②中央構造線断層帯	③生駒断層帯	④木津川断層帯	⑤あやめ池撓曲-松尾山断層	⑥大和川断層帯	⑦千股断層	⑧名張断層
五 條	99.3	3.3	9.9	3.6	0.1	0.6	1.7	8.1	2.0
西吉野	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
大 塔	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0

キ 電力被害

(世帯)

市町村名	世帯数 (2000年国調) A	供給障害世帯数 (直後)							
		B							
		①奈良盆地東縁断層帯	②中央構造線断層帯	③生駒断層帯	④木津川断層帯	⑤あやめ池撓曲—松尾山断層	⑥大和川断層帯	⑦千股断層	⑧名張断層
五 條	10,904	10,904	10,904	10,904	850	3,100	8,400	10,904	9,850
西吉野	1,204	1,204	1,204	1,204	75	1,200	1,204	1,204	1,204
大 塔	340	340	340	340	75	75	175	340	340

ク 都市ガス被害

(世帯)

市町村名	都市ガス 供給戸数 (H15. 4. 1 現在)	供給障害世帯数 (直後)							
		B							
		①奈良盆地東縁断層帯	②中央構造線断層帯	③生駒断層帯	④木津川断層帯	⑤あやめ池撓曲—松尾山断層	⑥大和川断層帯	⑦千股断層	⑧名張断層
五 條	2,865	2,865	2,865	2,865	1,394	2,865	2,865	2,865	2,865
西吉野	—	—	—	—	—	—	—	—	—
大 塔	—	—	—	—	—	—	—	—	—

ケ 電話・通信被害

(世帯)

市町村名	世帯数 A	電話使用不能世帯数							
		B							
		①奈良盆地東縁断層帯	②中央構造線断層帯	③生駒断層帯	④木津川断層帯	⑤あやめ池撓曲—松尾山断層	⑥大和川断層帯	⑦千股断層	⑧名張断層
五 條	10,885	1,480	1,525	1,502	—	—	673	1,525	992
西吉野	1,204	62	169	2	—	—	—	169	—
大 塔	340	—	36	—	—	—	—	3	—

コ 避難者数

(人)

市町村名	人口 (2000年国調) A	避難人口 (避難所) 直後								避難人口 (避難所) 1週間後							
		①奈良盆地東縁断層帯	②中央構造線断層帯	③生駒断層帯	④木津川断層帯	⑤あやめ池撓曲-松尾山断層	⑥大和川断層帯	⑦千股断層	⑧名張断層	①奈良盆地東縁断層帯	②中央構造線断層帯	③生駒断層帯	④木津川断層帯	⑤あやめ池撓曲-松尾山断層	⑥大和川断層帯	⑦千股断層	⑧名張断層
		五 條	35,205	4,708	9,003	4,974	347	1,342	2,801	8,906	3,171	5,720	12,556	6,053	410	1,555	3,353
西吉野	3,911	698	1,030	670	11	285	422	878	642	740	1,097	703	12	305	446	942	672
大 塔	812	204	242	193	13	13	34	216	181	224	265	215	16	16	40	236	206

サ 1日当たりの飲食・必要物資

市町村名	食料 (食)								飲料水 (リットル)								生活必需品 (毛布、肌着) (組)							
	①奈良盆地東縁断層帯	②中央構造線断層帯	③生駒断層帯	④木津川断層帯	⑤あやめ池撓曲-松尾山断層	⑥大和川断層帯	⑦千股断層	⑧名張断層	①奈良盆地東縁断層帯	②中央構造線断層帯	③生駒断層帯	④木津川断層帯	⑤あやめ池撓曲-松尾山断層	⑥大和川断層帯	⑦千股断層	⑧名張断層	①奈良盆地東縁断層帯	②中央構造線断層帯	③生駒断層帯	④木津川断層帯	⑤あやめ池撓曲-松尾山断層	⑥大和川断層帯	⑦千股断層	⑧名張断層
五 條	16,949	32,411	17,906	1,250	4,831	10,084	32,062	11,416	16,949	32,411	17,906	1,250	4,831	10,084	32,062	11,416	5,650	10,804	5,969	417	1,610	3,361	10,687	3,805
西吉野	2,513	3,708	2,412	39	1,026	1,519	3,161	2,311	2,513	3,708	2,412	39	1,026	1,519	3,161	2,311	838	1,236	804	13	342	506	1,054	770
大 塔	734	871	695	48	47	122	778	652	734	871	695	48	47	122	778	652	245	290	232	16	16	41	259	217

シ 瓦礫発生量

市町村名	①奈良盆地東縁断層帯	②中央構造線断層帯	③生駒断層帯	④木津川断層帯	⑤あやめ池撓曲-松尾山断層	⑥大和川断層帯	⑦千股断層	⑧名張断層
五 條	132,750	272,600	139,293	11,013	47,893	84,678	237,835	93,924
西吉野	39,446	67,059	37,174	316	11,529	19,313	52,090	34,934
大 塔	7,595	10,466	6,585	316	316	936	8,889	5,670

(2) 海溝型地震

ア 庁舎の震度及び最大震度

(震度)

市町村名	①東南海・南海地震		②東南海地震		③南海地震		④東海・東南海地震		⑤東海・東南海・南海地震	
	庁舎の震度	最大震度	庁舎の震度	最大震度	庁舎の震度	最大震度	庁舎の震度	最大震度	庁舎の震度	最大震度
五 條	5.3	5.6	5.0	5.4	5.3	5.5	5.0	5.4	5.3	5.6
西吉野	4.8	5.3	4.6	4.9	4.7	5.2	4.6	4.9	4.8	5.3
大 塔	4.8	5.1	4.7	5.0	4.7	4.8	4.7	5.0	4.8	5.1

イ 建物被害

(棟)

市町村名	①東南海・南海地震			②東南海地震			③南海地震			④東海・東南海地震			⑤東海・東南海・南海地震		
	全壊	半壊	全壊+半壊棟数	全壊	半壊	全壊+半壊棟数	全壊	半壊	全壊+半壊棟数	全壊	半壊	全壊+半壊棟数	全壊	半壊	全壊+半壊棟数
五 條	2	6	8	1	3	4	2	4	6	1	3	4	2	6	8
西吉野	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
大 塔	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

ウ 火災被害

(件)

市町村名	①東南海・南海地震			②東南海地震			③南海地震			④東海・東南海地震			⑤東海・東南海・南海地震		
	炎上出火件数	残火災件数	焼失棟数	炎上出火件数	残火災件数	焼失棟数	炎上出火件数	残火災件数	焼失棟数	炎上出火件数	残火災件数	焼失棟数	炎上出火件数	残火災件数	焼失棟数
五 條	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
西吉野	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
大 塔	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

エ 人的被害

(人)

市町村名	①東南海・南海地震			②東南海地震			③南海地震			④東海・東南海地震			⑤東海・東南海・南海地震		
	死者	負傷者	死者+負傷者数	死者	負傷者	死者+負傷者数	死者	負傷者	死者+負傷者数	死者	負傷者	死者+負傷者数	死者	負傷者	死者+負傷者数
五 條	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1
西吉野	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
大 塔	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

オ 水道被害

(世帯)

市町村名	世帯数 (2000年国調) A	断水世帯数 (直後) B				
		①東南海・南海地震	②東南海地震	③南海地震	④東海・東南海地震	⑤東海・東南海・南海地震
五 條	10,885	1,182	6	681	6	1,186
西吉野	1,204	0	0	0	0	0
大 塔	340	0	0	0	0	0

カ 下水道被害

(km)

市町村名	下水道延長 (km) A	下水道被害 (km) B				
		①東南海・南海地震	②東南海地震	③南海地震	④東海・東南海地震	⑤東海・東南海・南海地震
五 條	99.3	0	0	0	0	0
西吉野	—	—	—	—	—	—
大 塔	—	—	—	—	—	—

キ 電力被害

(世帯)

市町村名	世帯数 (2000年国調) A	供給障害世帯数 (直後) B				
		①東南海・南海地震	②東南海地震	③南海地震	④東海・東南海地震	⑤東海・東南海・南海地震
五 條	10,904	50	25	50	25	50
西吉野	1,204	0	0	0	0	0
大 塔	340	0	0	0	0	0

ク 都市ガス被害

(世帯)

市町村 名	都市ガス 供給戸数 (H15. 4. 1 現在)	供給障害世帯数 (直後) B				
		①東南海・南海地震	②東南海地震	③南海地震	④東海・東南海地震	⑤東海・東南海・南海地震
五 條	2,865	14	7	14	7	14
西吉野	—	—	—	—	—	—
大 塔	—	—	—	—	—	—

ケ 電話・通信被害

(世帯)

市町村名	世帯数 A	電話使用不能世帯数 B				
		①東南海・南海地震	②東南海地震	③南海地震	④東海・東南海地震	⑤東海・東南海・南海地震
五 條	10,885	—	—	—	—	—
西吉野	1,204	—	—	—	—	—
大 塔	340	—	—	—	—	—

コ 避難者数

市町村名	世帯数 (2000年国調) A	避難人口(避難所) 直後					避難人口(避難所) 1週間後				
		①東南海・南海地震	②東南海地震	③南海地震	④東海・東南海地震	⑤東海・東南海・南海地震	①東南海・南海地震	②東南海地震	③南海地震	④東海・東南海地震	⑤東海・東南海・南海地震
五 條	35,205	12	9	11	9	12	14	11	13	11	14
西吉野	3,911	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
大 塔	812	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

サ 1日当たりの飲食・必要物資

市町村名	食料(食)					飲料水(リットル)					生活必需品(毛布、肌着)(組)				
	①東南海・南海地震	②東南海地震	③南海地震	④東海・東南海地震	⑤東海・東南海・南海地震	①東南海・南海地震	②東南海地震	③南海地震	④東海・東南海地震	⑤東海・東南海・南海地震	①東南海・南海地震	②東南海地震	③南海地震	④東海・東南海地震	⑤東海・東南海・南海地震
五 條	43	32	40	32	43	43	32	40	32	43	14	11	13	11	14
西吉野	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
大 塔	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

シ 瓦礫発生量

(t)

市町村名	①東南海・南海地震	②東南海地震	③南海地震	④東海・東南海地震	⑤東海・東南海・南海地震
五 條	515	179	368	179	515
西吉野	0	0	0	0	0
大 塔	0	0	0	0	0

第5節 五條市地域防災計画の基本方針

1 災害に強い街づくり

平成23年9月に本市を含む紀伊半島に襲来した台風12号は、死者8人、行方不明者3人、家屋の全壊17件の大きな被害をもたらした。

その直接的な原因は大雨による土砂災害である。土砂災害によって市内大塔地区の急傾斜地を中心に、多くの集落が被害を受け、復旧までの多くの時間を要している。なお、今後も地球温暖化の影響等により、広範囲での豪雨だけではなく、局地的な集中豪雨（ゲリラ豪雨）の発生が懸念され、豪雨を要因とする水害・土砂災害の発生が予想される。さらに、自然災害のほか事故等による人為的な災害も予想されることから、危険回避や雑踏対策、被害の拡大防止等も重要である。

このような状況から、本計画は単なる「防災」を目指すのではなく、「災害の発生しにくい街づくり」「被害を最小限に抑える街づくり」の要素を併せ持ち、市内で生活する全ての住民の安全性の向上に寄与することを目指すものとする。

2 二次災害の防止

大規模地震の発生時においては、余震又は降雨等による水害・土砂災害、余震による建築物、構造物の倒壊等、地盤沈下による浸水等、二次災害発生の可能性が高まる。特に、五條市は大水害の経験があり、今後も同様の災害が発生すると同時に、地震等により、土砂災害等の二次災害が発生する可能性は高い。

これを防止するため、二次災害を防止する体制の整備や資機材の備蓄を行うとともに、迅速かつ円滑な応急対策を実施するための通信施設等、及び二次災害を防止するための国土保全施設等に加え、被災者の生活確保のため、ライフライン及び公共施設の応急復旧を迅速に行う必要がある。

3 市内各地の状況に見合った体制の整備

本市は南北に長く、地形も平地から急峻な傾斜地と多用な条件となっている。また、気象庁が定めた警報・予報の区分も南北に分かれている。

このような状況から、地域住民への避難情報をはじめとした各種情報提供等について、地域の状況に見合った体制の整備を推進するものとする。

また、人口の3割を占める高齢者をはじめ、障害者や妊産婦等の要配慮者への支援体制の整備を推進するとともに、持病やアレルギー等の避難者それぞれの状況に対応が可能な体制の構築に努める。

4 自助・共助による取組の強化

大規模災害時に住民の命を守ることは、行政による応急活動だけでは困難であり、住民一人ひとりが防災に対する意識を高め、住民、地域社会、事業者等自らがそれぞれ事前の対策で被害を減らすとともに、行政も後押しすることが必要である。

そのため、市、県及び防災関係機関はもとより、「自らの身の安全は自らが守る」との観点から、住民、事業者等様々な主体による「自助」・「共助」の取組みを強化するとともに、住民等の協働により、組織・団体が積極的に地域を守るような社会の構築を推進する。

5 多様な主体の参画による防災体制の確立

地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策の実施により地域の防災力向上を図るため、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性や高齢者、障害者などの参画を拡大し、男女共同参画その他の多様な視点を取り入れた防災体制を確立する必要がある。

6 広域的な支援体制の整備

風水害のほか、今後広範囲で発生が予想されている南海トラフにおける巨大地震（東海、東南海、南海地震）が発生した場合、本市のみならず、東海地方から九州地方にかけて、大規模な被害が発生し、県や近隣自治体の支援に時間を要することが想定される。

そのため、県の枠を超えた広域的な相互支援体制を確立し、速やかな応急対応や復旧・復興に向けた体制の整備を推進する。

併せて、支援の要請を受けた場合に対応できるよう、資機材の確保や人材の育成等に努めるものとする。

7 感染症対策

令和2年における新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、避難所における避難者の過密抑制など感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進する必要がある。